

(保育所版)

(別記)

## 福祉サービス第三者評価結果公表事項

### ①第三者評価機関名

社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会

### ②事業者情報

名称：社会福祉法人コイノニア協会 コイノニア保育園	種別：保育所
代表者氏名：村上 出	定員（利用人数）：60名（72名）
所在地：松山市久万ノ台173番地	TEL 089-911-0336

### ③実地調査日

平成26年1月16日（木）～17日（金）

### ④総評

#### ◇特に評価の高い点

社会福祉法人コイノニア協会が、子育て家庭へ支援をと願って平成16年に開園し現在にいたっている。敷地内に乳児院・夜間保育所が併設され、同法人の運営する児童養護施設が道路を隔てた向かいにある。乳児院や夜間保育所とは、給食施設の共有や、防火訓練等協力して行っている。園舎は明るく過度な装飾もなく家庭的な雰囲気設備も充実している。

平成21年2月に福祉サービス第三者評価を受審しており、サービス内容及び各種規程、マニュアルの見直しと整備を行い全職員で共有した。今回の受審では、前回受審時の主だった職員の異動はなく、前回は踏まえた保育の見直しができている。また、前回改善を求められた規程や各種マニュアルは見直されたことは高く評価できる。

サービス内容はいろいろな内容が新たに工夫され、また職員が自主的に運営する会議の持ち方など保育の質の向上に全職員で取り組んでいる姿勢も高く評価できる。

#### ◇改善を求められる点

保育施策が大きく変わろうとしているため、将来的な見通しが難しい時期ではあるが、新たな施策に対する情報収集を行い、当園の展望や園長の思いを反映した中・長期計画の策定が望まれる。

新興住宅地であるため地域住民とのつながりは少ない傾向にあり、この地域の特性を踏まえた保育ニーズを分析し、園独自の事業が提供されることを期待したい。

### ⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回、創設10年目を迎え、再度職員一人ひとりが保育内容や環境の見直しを行うことができた。また、園の理念や基本方針を職員全員で改めて考える良い機会となった。

中長期計画の策定や地域ニーズの把握などの課題が明確化され、地域の特性を踏まえた取り組みを今後検討していきたい。

### ⑥各評価項目にかかる第三者評価結果（別紙）

## 評価細目の第三者評価結果

## 評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

## I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
I-1-(1)-①	理念が明文化されている。	Ⓐ・b・c
I-1-(1)-②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	Ⓐ・b・c
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
I-1-(2)-①	理念や基本方針が職員に周知されている。	Ⓐ・b・c
I-1-(2)-②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	Ⓐ・b・c

## 所見欄

理念・基本方針は、法人・保育所共に明文化され、ホームページや入園のしおり・パンフレットに明示している。

職員への周知は、年度当初に文書にて配布し、リーダー会やクラス職員会を通して随時行われている。保護者には入園式で説明し、懇談会等を利用して継続的な周知が行われている。

## I-2 計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-2-(1)-①	中・長期計画が策定されている。	a・Ⓑ・c
I-2-(1)-②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	a・Ⓑ・c
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-2-(2)-①	事業計画の策定が組織的に行われている。	Ⓐ・b・c
I-2-(2)-②	事業計画が職員に周知されている。	Ⓐ・b・c
I-2-(2)-③	事業計画が利用者等に周知されている。	Ⓐ・b・c

## 所見欄

平成 27 年度に予定されている保育改革の情報収集をしており、明確な中・長期計画は策定できない状況にある。しかし、事業計画に中・長期の展望は明記され当園の課題が示されている。今後は、この課題を踏まえた中・長期計画の策定が望まれる。

事業計画の策定は、クラス職員会で課題を提起しリーダー会で取りまとめられ、園長へ提出する仕組みは構築されており、組織的な取組みが行われている。保護者には入園式で説明し、進捗状況はその都度園便りで報告して周知を図っている。

## I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
I-3-(1)-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	Ⓐ・b・c
I-3-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	Ⓐ・b・c

(保育所版)

I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
I-3-(2)-①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c
I-3-(2)-②	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c

所見欄

<p>年度初めのリーダー会や配布文書にて園長の役割と責任を明示し表明している。また、法令遵守の観点から関連する研修会へ参加しているほか、書籍・インターネットから情報を収集し、リスト化して職員に周知している。</p> <p>質の向上に向けた取組みは、職員の自主的な取組みに配慮した各部署での会議や、ケース検討会を開いている。園長は、ケース会議等で示された改善案を取り入れ、自らも経営の効率化と改善策を示し積極的に取り組んでいる。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅱ-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-1-(1)-③	外部監査が実施されている。	a・b・Ⓒ

所見欄

<p>社会福祉法人経営者協議会や国、県、市の施策状況動向情報により把握し必要なものは事業計画に反映している。コスト分析や人件費バランス等の検討は年2回見直し、必要があればその都度改善している。職員へは、リーダー会やクラス職員会・朝礼で周知を図っている。</p> <p>外部監査は受けていない。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2-(1)-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2-(2)-②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	a・Ⓑ・c
Ⅱ-2-(3)-②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	a・Ⓑ・c
Ⅱ-2-(3)-③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	a・Ⓑ・c

Ⅱ-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。		
Ⅱ-2-(4)-①	実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	㉠・b・c

#### 所見欄

<p>人事考課は、規程に基づいて行われ賞与及び昇給にも反映している。結果は書面で示されており、後日園長と面談し説明が行われ職員の意識向上につながっている。</p> <p>職員の就業状況の集計・分析は主任保育士が行い、常に把握している。有給休暇消化率は100%でほぼ職員の希望どおり取得できており、子育て中の職員には短時間勤務制度もある。希望すれば相談できるカウンセラーも法人の嘱託職員として配置されている。</p> <p>外部研修は、職員の意向や組織の必要に応じて年間計画が策定され参加している。参加した研修については、復命書と報告書が提出され、職員は自由に閲覧できる形式となっているため全職員への報告会は実施していない。今後は、当園の研修・教育に関する基本姿勢を明示した個別の職員に対する研修計画の策定に期待したい。また、外部研修は全職員で共有できるよう報告方法の改善が望まれる。</p> <p>実習生受け入れに関するマニュアルは整備され、マニュアルに沿った計画的な実習生の受け入れをしている。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### Ⅱ-3 安全管理

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
Ⅱ-3-(1)-①	緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	㉠・b・c
Ⅱ-3-(1)-②	災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	㉠・b・c
Ⅱ-3-(1)-③	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	㉠・b・c

#### 所見欄

<p>緊急時における各種対応マニュアルは整備され、マニュアルに沿った定期的な訓練の実施・報告がされている。防災組織等は、同一敷地内にある乳児院、夜間保育所、当園の3施設の連携体制で組織され、訓練も合同で行われている。また、民間の警備会社と防犯・防火管理業務の委託契約をし、子どもの安全確保に努めている。事故防止のため安全チェックリストを作成し、設備、遊具等の安全点検を定期的に行っている。また、ヒヤリハットの事例や事故報告書により原因の分析を行い改善するなどの対策がとられ、全職員で事故防止に取り組んでいる。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### Ⅱ-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ-4-(1)-①	利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	㉠・b・c
Ⅱ-4-(1)-②	事業所が有する機能を地域に還元している。	a・㉠・c
Ⅱ-4-(1)-③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	㉠・b・c
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ-4-(2)-①	必要な社会資源を明確にしている。	㉠・b・c
Ⅱ-4-(2)-②	関係機関等との連携が適切に行われている。	㉠・b・c

(保育所版)

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ-4-(3)-①	地域の福祉ニーズを把握している。	a・ <b>ⓑ</b> ・c
Ⅱ-4-(3)-②	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	a・ <b>ⓑ</b> ・c

所見欄

<p>地域の学校・老人施設との交流や、消防署・警察署等関係機関との連携は活発に行われ、子どもが積極的に地域と関われるよう努めている。新興住宅地のため地域との交流は密ではないが、園の行事案内・ボランティアの募集等を地域のスーパー等に掲示して、地域住民の参加を呼び掛けている。一時預かり事業を積極的に取り組んでいる。ボランティアの受け入れマニュアルは整備され受け入れ体制は整っている。</p> <p>地域の関係機関や団体をリスト化し、保護者へは玄関の掲示や職員から必要な情報を提供している。</p> <p>地域の福祉ニーズの把握は松山市役所との情報交換にとどまり、具体的な福祉ニーズの把握までには至っていない。昨年度まで行われていた体験保育等の活動が参加者の減少で中止となっている。今後は、地域の福祉ニーズの収集・分析を見直し、現状で可能な事業・活動への取組みが望まれる。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	<b>Ⓐ</b> ・b・c
Ⅲ-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	<b>Ⓐ</b> ・b・c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	<b>Ⓐ</b> ・b・c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	<b>Ⓐ</b> ・b・c
Ⅲ-1-(3)-②	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	<b>Ⓐ</b> ・b・c
Ⅲ-1-(3)-③	利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	<b>Ⓐ</b> ・b・c

所見欄

<p>子ども一人ひとりを尊重する姿勢は保育理念や基本方針に明示され、計画や日常の保育に反映している。子どものプライバシーに関する規程・マニュアルは整備され、適切に保護されている。</p> <p>利用者満足の上昇は、機会あるたびにアンケートを実施しその結果を園の運営に反映させている。また、日常のやり取りや連絡帳により、相互理解や連携に努めている。</p> <p>苦情解決の仕組みはマニュアルが整備され、相談室も完備している。利用者からの苦情や意見にも速やかに対応し、結果は掲示やホームページなどで報告している。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
Ⅲ-2-(1)-①	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-2-(1)-②	評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(2)-①	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	a・Ⓑ・c
Ⅲ-2-(2)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・Ⓑ・c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-2-(3)-③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	Ⓐ・b・c

## 所見欄

保育所の自己評価を行うと共に、定期的な第三者評価の受審をしている。受審結果から人権尊重の重要性が再確認され、利用者権利保護・個人情報管理規程の見直しや各種マニュアルの整備等を全職員で取り組み改善されている。

一人ひとりの記録や情報は、定められた様式に記録され適切に管理されている。子どもの状況等に関する情報は、全員出席の職員会が持てないため、職員には朝礼や担当者の再確認などの方法で周知されている。

今後は、提供するサービスの標準的な実施方法の見直しと整理が望まれる。

## Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
Ⅲ-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
Ⅲ-3-(2)-①	事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	Ⓐ・b・c

## 所見欄

利用希望者にはホームページで情報の提供、また来園者には入園のしおり・パンフレットなどで説明している。保育終了後のサービスの継続に配慮し、担当者や窓口を設置して対応している。

今後は、そのことを記載した文書の整備が望まれる。

(保育所版)

### Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-4-(2)-①	サービス実施計画を適切に策定している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-4-(2)-②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	Ⓐ・b・c

### 所見欄

定められた様式に従いアセスメントされ、指導計画にも反映されている。指導計画は適切に策定され、部署ごとに定期的に評価・見直しがなされ継続的な保育が行われている。

## A-1 保育所保育の基本

## 1-(1) 養育と教育の一体的展開

	第三者評価結果
A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発育過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実情に即した保育課程を編成している。	a・ <b>ⓑ</b> ・c
A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	<b>ⓐ</b> ・b・c
A-1-(1)-③ 1、2歳児の保育において養育と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	<b>ⓐ</b> ・b・c
A-1-(1)-④ 3歳以上児の保育において養育と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	<b>ⓐ</b> ・b・c
A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮している。	<b>ⓐ</b> ・b・c

## 所見欄

<p>保育課程は、保育指針に基づき発達過程を踏まえて編成されている。今後は、保育理念と基本方針を明記し家庭及び地域の実情に即した保育課程の見直しを期待したい。</p> <p>乳児保育のための適切な環境は整備され、保育内容や方法も一人ひとりに配慮した保育が行われている。安全には特に配慮し、SIDS（乳幼児突然死症候群）に対しても細かな記録が実施されている。</p> <p>1、2歳児・3歳以上児は、少人数のため異年齢の混合クラスとなっている。環境は室内外ともに適切に整備され、3歳以上には、自然との関わりや子どもの自由な遊びを大切にしながら、保護者からの要求も取入れ遊びの中で数や文字などに興味を持つような取組みが行われている。今後は、1、2歳児の個別計画の見直し・検討が期待される。</p> <p>地域の小学校と頻繁に交流する機会を設け、校内や授業を見学し、小学生との交流など、就学に向けた意識を高める取組みを積極的に行っている。保護者にも、クラス懇談会やクラス便りや連絡ノートなどで情報の共有に配慮している。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 1-(2) 環境を通して行う保育

	第三者評価結果
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人物・物的環境が整備されている。	<b>ⓐ</b> ・b・c
A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	<b>ⓐ</b> ・b・c
A-1-(2)-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友達との協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	<b>ⓐ</b> ・b・c
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会と関われるような人的・物的環境が整備されている。	<b>ⓐ</b> ・b・c
A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	<b>ⓐ</b> ・b・c

(保育所版)

### 所見欄

子どもが心地よくゆったり過ごせるよう室内は、過度な壁面構成を控え家庭的な雰囲気づくりに心掛けている。園庭は、吟味された土を全面に敷き詰め、固定遊具は設置せず土遊びが十分できるよう整備している。固定遊具での遊びは、隣接する児童養護施設の園庭で行われている。

職員は、一人ひとりの子どもの状況や発達に合わせて保護者と連携しながら、無理なく基本的な生活習慣が身に着くよう努めている。園外保育や小動物の飼育や野菜づくり等、また公共の乗り物を使って地域の工場や公共機関の見学など、子どもが身近に自然と親しみ、社会と触れ合う機会を作っている。季節や年齢、発達に合わせた絵本や紙芝居の読み聞かせを積極的に取り入れ、また自由に製作活動できるよう環境が整備されている。

### 1-(3) 職員の資質向上

	第三者評価結果
A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	Ⓐ・b・c

### 所見欄

職員は、毎月「ケア内容チェック表」をつけ、また年3回自己評価を実施し、自らの保育を振り返り改善が図られている。

## A-2 子どもの生活と発達

### 2-(1) 生活と発達の連続性

	第三者評価結果
A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	Ⓐ・b・c
A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	Ⓐ・b・c
A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	Ⓐ・b・c

### 所見欄

指導計画や各種の記録、訪問調査から、子ども一人ひとりを受容した職員の働きかけや援助がなされている様子がうかがえる。障害のある子どもについては、療育機関と連携しながら個別の指導計画を作成するなど保育の内容や方法に配慮し、全職員が共有して適切な保育に努めている。

長時間にわたる保育では、夕食・軽食が提供されているが、希望により個別の対応も行っている。保育室は、畳のある部屋でゆったりとした保育が行えるよう環境は整備されている。また、通常保育からの申し送りは、口頭と申し送り表で引き継ぎを行い、保護者への伝達が確実にできるよう配慮している。

(保育所版)

2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場

	第三者評価結果
A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	Ⓐ・b・c
A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。	Ⓐ・b・c
A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	Ⓐ・b・c
A-2-(2)-④ 健康診断・歯科診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	Ⓐ・b・c

所見欄

<p>子どもの健康管理は、マニュアルや保健計画に沿って子ども一人ひとりの健康状態が把握され、全職員で共有できる体制が整っている。普段は看護師が在籍して子ども・職員の健康管理に努めているが、現在は欠員中で主任保育士が代行している。食事は、食育年間計画を基に個別の対応に留意し、野菜の栽培・収穫やクッキング、調理場の見学・戸外での食事をする等、子どもたちが楽しめるような様々な工夫が見られる。</p> <p>給食は、乳児院2階の調理室で、乳児院、夜間保育所、当園の3施設分を一括して献立・調理している。定期的に行われる給食検討会には、園長や乳児院の院長・栄養士・職員も参加して全体で意見交換しながら見直しや改善がされている。</p> <p>健康診断・歯科健診の結果をその都度保護者・職員に伝達し保育にも反映させている。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2-(3) 健康及び安全の実施体制

	第三者評価結果
A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	Ⓐ・b・c
A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	Ⓐ・b・c

所見欄

<p>アレルギー疾患、慢性疾患等を持つ子どもに対しては、対応マニュアルに沿って保護者・栄養士・クラス担任で面談し、医師の除去食に関する連絡書の提出を受け適切に対応している。また、定期的に状況確認をして全職員が共有している。</p> <p>調理場は、併設する乳児院と共用で乳児院の2階にある。衛生管理は、マニュアルに沿って適切に実施されている。給食事故発生時マニュアルが作成され、食中毒等の発生時に適切に対応できるような体制が整備されている。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

A-3 保護者に対する支援

3-(1) 家庭との緊密な連携

	第三者評価結果
A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	Ⓐ・b・c
A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	Ⓐ・b・c
A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児について、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	Ⓐ・b・c
A-3-(1)-④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	Ⓐ・b・c

所見欄

試食会で給食の味付けや年齢に応じた量・食材等を知らせ、保護者に子どもの食生活の理解を深める機会を設け、相談にも応じている。給食アンケートを実施し、家庭での食事の内容を把握し、家庭からの相談にも応じている。

保護者と共通理解を得るため家庭訪問や個別面談、試食会や保育参加を実施し、保護者の意向を聞いたり、情報交換の場を提供する機会を設けている。

虐待対応マニュアルは整備され、日誌にも「個別検査状況」記入欄を設け、虐待が疑われる場合は速やかに園長、主任に報告し、関係機関に照会、通告する体制も整えられている。